

病院の開設及び運営に伴う基本的事項に関する覚書

富谷市（以下「甲」という。）と学校法人東北医科薬科大学（以下「乙」という。）は、富谷市誘致病院事業者候補者選定の結果に基づき、同事業者が開設・運営する病院（以下「本件病院」という。）に関する基本的事項について合意に達したので、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

また、本覚書に基づき、本件病院の開設及び運営に関する具体的な事項について協議の上、基本協定を別途締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲及び乙の双方の信頼と協調の下に、本件病院の開設及び運営に当てることを確認し、その基本的事項を定めるものである。

（本件病院の開設目的）

第2条 本件病院は、富谷・黒川地域の住民の生命・健康を守るため、救急・急性期の医療提供体制を確保するとともに、災害医療、新興感染症への対応など、地域住民の医療需要に応じた良質な医療を提供する中核的な病院として開設する。

（病院用地）

第3条 本件病院の用地は、次のとおりとする。

- (1) 所在地 宮城県富谷市明石台十丁目4番地ほか
- (2) 用地面積 63,414.18 m²（内、本市取得済面積 54,369.95 m²）
- (3) 地目 宅地

（用地の貸付）

第4条 本件病院の用地は、甲が乙へ本件病院及びその関連施設の整備に必要な面積を無償で貸与し、別途、甲と乙との間で土地使用貸借契約を締結するものとする。

2 その他用地の貸付に関する事項は、甲乙協議の上、別途、基本協定により定めるものとする。

（支援）

第5条 本件病院の整備費用の一部について、甲は、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 開院後における救急医療体制及び急性期医療体制等を支援するため、病院運営に要する費用の一部について、甲は、予算の範囲内で補助金を交付する。

3 甲は、仙台市地下鉄泉中央駅と本件病院間のシャトルバスの運行等を行う。

4 甲は、甲をはじめとする富谷・黒川4市町村が公立黒川病院及び黒川医師会等と「医療連携支援等プラットフォーム」を構築し、本件病院が富谷・黒川地域において円滑に病院運営ができるよう、病院連携、地域医療連携等の推進を支援する。

（開設及び運営主体等）

第6条 本件病院は、第3条に規定する本件病院の用地に乙が開設し、これを乙が運営するものとする。

2 本件病院の開設及びその後の運営に係る経費については、乙がこれを負担するものとする。

（開設時期）

第7条 本件病院の開設時期は、令和13（2031）年度を目標とする。

（本件病院の運営及び医療機能等）

第8条 乙は、本件病院の運営、医療機能及び施設整備等に関する具体的な事項について、「富谷市誘致病院事業者候補者公募要項」における公募条件及び乙の提案内容等に基づくものとし、甲乙協議の上、別途、基本協定により定めるものとする。

（信義誠実の原則）

第9条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの覚書を履行しなければならない。

（覚書の解除等）

第10条 甲又は乙が、理由を明らかにしたうえで本覚書の解除又は一部変更を申し出たときは、甲乙協議の上、本覚書の解除又は一部を変更することができる。

（協議）

第11条 本覚書の解釈に疑義が生じた場合及び本覚書に定めのない事項については、その都度、甲乙が誠実に協議して決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和7年10月29日

甲 宮城県富谷市富谷坂松田30番地
富谷市
富谷市長

若手 補腹

乙 宮城県仙台市青葉区小松島4丁目4番1号
学校法人東北医科薬科大学
理事長

高柳元明